

**指定地域密着型サービス・指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業所
に対する行政処分について**

札幌市では、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）」の規定に基づき、平成 30 年 3 月 28 日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：社会福祉法人天寿会

所在地：奈良県天理市岸田町 1199

代表者：理事長 林 芳繁（はやし よししげ）

2 事業所名

事業所名：地域密着型特別養護老人ホーム ひびきの郷札幌

所在地：札幌市南区定山溪温泉西 2 丁目 36-1

3 事業の種類

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定地域密着型サービス・指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定の一部停止の効力の 6 か月の停止（新規入所者及び利用者受入停止）及び報酬支払額の制限 6 か月（100 分の 97 上限）

(2) 期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

5 行政処分の理由

(1) 不正の手段による指定(法第 77 条第 1 項第 9 号、法第 78 条の 10 第 1 項第 11 号及び法第 115 条の 9 第 1 項の 11)

特別養護老人ホームの介護職員については、基準により専従が義務づけられており、訪問介護事業所との兼務はできない。しかし、指定更新時において、訪問介護事業所の管理者を介護職員（夜勤）として特別養護老人ホームで雇用しているとして無効な雇用証明及びシフト表を提出し、事業の指定更新を受けた。

(2) 不正請求(法第 77 条第 1 項第 6 号及び法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号について)

夜勤に係る基準を満たしていなかった期間があるにも関わらず、該当月の介護給付

(裏面に続きます)

費を不正に請求し受領した。

参考条文【介護保険法（抜粋）】

(※政令指定都市は市長)

(指定の取消し等)

第 77 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

(指定の取消し等)

第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき

十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。

(指定の取消し等)

第 115 条の 9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第 53 条 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

十一 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。

問い合わせ先

保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課（事業指導担当）

田代・鹿嶋 電話：211-2972